

平成 23 年 11 月 9 日

平成 24 年度の報酬改定についてのお願い

NPO法人ALS/MNDサポートセンターさくら会  
理事長 橋本みさお

来年 4 月から施行予定の「介護職等による痰吸引、経管栄養の実施」に対して、指導する医療機関や介護業務事業所に対して、研修や業務に必要な助成および事業所特別加算、報酬等を評価してください。

- ① 介護保険と障害者自立支援法のヘルパーが、所定の研修を受けて認定され、痰吸引と経管栄養を行った場合は、適正な報酬をもって評価して下さい。
- ② 登録喀たん吸引等事業者および登録認定特定行為事業者で、かつ利用者の 3 分の 2 が障害程度区分 6 以上（人工呼吸器装着者）の事業所を特別加算事業所加算対象にしてください。（○特）として最上級の加算対象事業所に位置づけてください。

\*今の単価のままでは、新たに義務付けられた指導者への謝礼、研修受講費用、ベテラン同行研修費用、備品購入費、書類作成のための人件費が捻出できません。

- ③ 介護保険において痰吸引等による特別加算により、支給限度額から介護給付時間が減少しないよう措置を講じて下さい。

以上でございます。

## 「ALS等人工呼吸療法専門介護人派遣について」

有限会社 ケアサポートモモ（東京都中野区中央3-39-3 代表 川口有美子、所長 塩田祥子）を例にとって説明いたします。

・都内在住のALS患者14名、遷延性意識障害1名（全員障害程度区分6以上の人工呼吸器装着）に対して、地域医療と連携しながらヘルパー45名で365日24時間、吸引等を行う業務に従事しています。

・介護福祉士比率およそ35%、深夜夜勤ケアのために、学生や主婦、失業者を重度訪問介護従業者に養成し雇用しています。

・月の派遣時間 およそ3500時間

・派遣業務のおよそ9割を単価の低い重度訪問介護（時間単価2000円）で実施しているため収益率は非常に低い。ヘルパーの時給（1500円～1800円）を差し引くと「重度訪問介護」の営業収益は居宅「身体介護」の8分の1。日中の重度訪問のヘルパーに交通費を支給すると事業所収益はゼロかマイナスになるケースもある。

・同様のALS等専門派遣業者は都内に10件ほど。ケアが難しく経営も苦しいので誰もやらない。非常に少ない。ALS協会支部の関係者が経営しているものが山梨、大阪に1件ずつある。

・CILでも対応できない医療的なケアを必要とする患者を引き受けています。

ヘルパー研修にかかっている（かかるようになる）コスト

### ★認定特定従業者研修（9時間）一人当たり

#### 基礎研修

- ・講師謝礼 3時間1万円×3＝3万円（数名まとめて研修）
- ・備品 テキスト印刷費用 5千円（厚労省で作成のもの）

#### 実地研修

- ・看護師謝礼 1回3千円（最低2回、最大10回）
- ・同行ヘルパー賃金 1回3千円 10回分くらい
- ・研修時の給与 1時間850円 一人でできるようになるまでに150時間ほどかかる。請求できず、事業所の持ち出しとなっている。

